

## 議案第98号

### 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下これらを「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。